

様式第1号(甲) (第2条関係)

収 支 報 告 書

令和8年 4 月 1 日

堺市議会議長 西田浩延 様

会派の名称 堺 創 志 会
 代表者氏名 西 哲 史
 経理責任者氏名 瀧上 猛志

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和7年度政務活動費について次のとおり報告します。

収入 (単位 円)

収入の種類	決算額	算出基礎等
1 政務活動費	1,800,000	@30000円 × 5人 × 12ヶ月 = 1,800,000 円
2 その他	24,519	団費
収入合計	1,824,519	

支出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費	226,890	220,000	先進都市、施設の視察及び調査
研 修 費			
要 請 ・ 陳 情 活 動 費			
会 議 費			
資 料 作 成 費			
資 料 購 入 費			
広 報 ・ 広 聴 費	37,989	37,000	市政相談等の関係費
人 件 費	1,466,910	1,453,000	政務活動用職員の雇用
事 務 ・ 事 務 所 費	92,730	90,000	事務用品購入費、通信費
支 出 合 計	1,824,519	1,800,000	

様式第14号（第7条関係）

令和7年度 事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 堺創志会

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
調査研究費	R7. 4. 1 ～R8. 3. 31	先進都市、施設の視察及び調査
広報・広聴費	R7. 4. 1 ～R8. 3. 31	市政調査研究のための市政相談等、来客用茶代
人件費	R7. 4. 1 ～R8. 3. 31	市政調査研究のための市政相談、政務活動にかかる補助業務並びに関係書類の作成のため会派にて雇用した
事務・事務所費	R7. 4. 1 ～R8. 3. 31	事務用品の購入および、Wi-Fiの通信費

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 堺 創 志 会

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
R7. 4月10日		450,000		450,000	政務活動費4月分・5月分・6月分		
4月14日	4-1		6,490	443,510	Wi-Fi 3月分	⑨	
4月17日	4-2		2,802	440,708	来客用お茶20×6本・コーヒー750ml×1箱	⑦	
4月17日	4-3		4,270	436,438	コピー用紙A4×1箱	⑨	
4月17日	4-4		157,640	278,798	会派の視察交通費	①	
4月25日	4-5		9,900	268,898	視察の見学資料	①	
4月30日	4-6		120,600	148,298	人件費4月分	⑧	
月計		450,000	301,702				
累計		450,000	301,702	148,298			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 堺 創 志 会

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
5月				148,298	前月繰越金		
5月8日	5-1		3,900	144,398	来客用飲料水120×3本	⑦	
5月8日	5-2		3,771	140,627	来客用コーヒ300g×3袋	⑦	
5月14日	5-3		6,490	134,137	Wi-Fi 4月分	⑨	
5月27日	5-4		3,260	130,877	製本テープ・タックシール赤青大×3・赤青中×2	⑨	
5月30日	5-5		120,600	10,277	人件費5月分	⑧	
月計		0	138,021				
累計		450,000	439,723	10,277			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 堺 創 志 会

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
9月				72,294	前月繰越金		
9月10日	9-1		6,490	65,804	Wi-Fi8月分	⑨	
9月10日	9-2		3,900	61,904	来客用飲料水120×3本	⑦	
9月17日	9-3		4,320	57,584	ボトルコーヒー900×12本・緑茶20×12本・コーヒーフィルター	⑦	
9月17日	9-4		3,050	54,534	ブラザーインクカートリッジ1個	⑨	
月計		0	17,760				
累計		900,000	845,466	54,534			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 堺 創 志 会

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
10月				54,534	前月繰越金		
10月10日		450,000		504,534	政務活動費10月分、11月分、12月分		
10月10日	10-1		120,600	383,934	人件費9月分	⑧	
10月10日	10-2		6,490	377,444	Wi-Fi9月分	⑨	
10月10日	10-3		4,704	372,740	粉コーヒー300g×3袋	⑦	
10月31日	10-4		120,600	252,140	人件費10月分	⑧	
月計		450,000	252,394				
累計		1,350,000	1,097,860	252,140			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 堺 創 志 会

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
11月				252,140	前月繰越金		
11月13日	11-1		6,490	245,650	Wi-Fi 10月分	⑨	
11月28日	11-2		120,600	125,050	人件費11月分	⑧	
月計		0	127,090				
累計		1,350,000	1,224,950	125,050			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 堺 創 志 会

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
12月				125,050	前月繰越金		
12月26日	12-1		120,600	4,450	人件費12月	⑧	
月計		0	120,600				
累計		1,350,000	1,345,550	4,450			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可)。(①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 堺 創 志 会

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
3月				172,910	前月繰越金		
3月6日	3-1		4,419	168,491	コーヒー豆300g×3袋	⑦	
3月11日	3-2		6,490	162,001	Wi-Fi 2月分	⑨	
3月25日	3-3		59,350	102,651	調査研究	①	
3月31日	3-4		127,170	△24,519	人件費3月分	⑧	
月計		0	197,429				
累計		1,800,000	1,824,519	-24,519			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名

堺 創 志 会

ふりがな	■■■■■■■■■■		
被雇用者の氏名	■■■■■■■■■■		
生年月日	■■■■■■■■■■		
住所	〒■■■■ - ■■■■ 堺市■■■■■■■■■■		
雇用期間 (雇用開始日)	令和7年 4月 1日 ~ 令和8年 3月 31		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	約30 時間 / 週 (1日 6 時間× 5 日 / 週)		
賃金額	<input checked="" type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input type="checkbox"/> 時給	134,000円(120,600円)	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input type="checkbox"/> 後援会活動 <input checked="" type="checkbox"/> (私的)活動		
按分	90%	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) <u>27</u> 時間 (週勤務時間数) <u>30</u> 時間	
		<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていることを条件とする。		
備考			


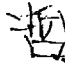
※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1/2
政務活動+後援会活動+政党活動	1/3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED]年 [REDACTED]月 [REDACTED]日生
現 住 所	堺市 [REDACTED]	TEL [REDACTED]
下記の条件で契約します。		
雇用期間	令和7年 4月 1日から 令和8年 3月 31日まで	
就業場所	堺創志会 会派控室（堺市役所内）	
仕事内容	政務活動に関わる補助及び関係書類等の作成	
就業時間 （休憩時間）	午前・午後 9時30分から 午前・午後 4時30分 （AM12:00～PM1:00）	
休 日	土・日・祝	
給与（賃金）	134,000円（120,600円）	
給与支払	毎月末日締め切り末日支払い	
給与振込先	現金支給	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
<p>契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。</p> <p style="text-align: right;">令和7年 4月 1</p> <p style="text-align: right;">雇用者   印</p> <p style="text-align: right;">被雇用者 [REDACTED] 印</p>		

雇 用 契 約 書

ふりがな	■■■■■■■■■■	生 年 月 日
氏 名	■■■■■■■■■■	■■■■年■■■■月■■■■日生
現 住 所	堺市■■■■■■■■■■	TEL ■■■■■■■■■■
下記の条件で契約します。		
雇用期間	令和8年 1月 1日から 令和8年 3月 31日まで	
就業場所	堺創志会 会派控室（堺市役所内）	
仕事内容	政務活動に関わる補助及び関係書類等の作成	
就業時間 （休憩時間）	午前 9時30分から 午後 4時30分 (AM12:00~PM1:00)	
休 日	土・日・祝	
給与（賃金）	141,300円（127,170円）	
給与支払	毎月末日締め切り末日支払い	
給与振込先	現金支給	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
<p>契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。</p> <p style="text-align: right;">令和8年 1月 1</p> <p style="text-align: right;">雇用者 西 哲史</p> <p style="text-align: right;">被雇用者 ■■■■■■■■■■</p>		

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	火	09:30	16:30	06:00		
2	水	09:30	16:30	06:00		
3	木	09:30	16:30	06:00		
4	金	09:30	16:30	06:00		
5	土					
6	日					
7	月	09:30	16:30	06:00		
8	火	09:30	16:30	06:00		
9	水	09:30	16:30	06:00		
10	木	09:30	16:30	06:00		
11	金	09:30	16:30	06:00		
12	土					
13	日					
14	月	09:30	16:30	06:00		
15	火	09:30	16:30	06:00		
16	水	09:30	16:30	06:00		
17	木	09:30	16:30	06:00		
18	金	09:30	16:30	06:00		
19	土					
20	日					
21	月	09:30	16:30	06:00		
22	火	09:30	16:30	06:00		
23	水	09:30	16:30	06:00		
24	木	09:30	16:30	06:00		
25	金	09:30	16:30	06:00		
26	土					
27	日					
28	月	09:30	16:30	06:00		
㊟	火	昭和の日				
30	木	09:30	16:30	06:00		
31	金	09:30	16:30	06:00		
合計				132		
				22		

雇用者確認欄
(署名又は押印)

西 哲

氏名: 塚創志会

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	木	09:30	16:30	06:00		
2	金	09:30	16:30	06:00		
③	土	憲法記念日				
④	日	みどりの日				
⑤	月	子供の日				
⑥	火	振替休日				
7	水	09:30	16:30	06:00		
8	木	09:30	16:30	06:00		
9	金	09:30	16:30	06:00		
10	土					
11	日					
12	月	09:30	16:30	06:00		
13	火	09:30	16:30	06:00		
14	水	09:30	16:30	06:00		
15	木	09:30	16:30	06:00		
16	金	09:30	16:30	06:00		
17	土					
18	日					
19	月	09:30	16:30	06:00		
20	火	09:30	16:30	06:00		
21	水	09:30	16:30	06:00		
22	木	09:30	16:30	06:00		
23	金	09:30	16:30	06:00		
24	土					
25	日					
26	月	09:30	16:30	06:00		
27	火	09:30	16:30	06:00		
28	水	09:30	16:30	06:00		
29	木	09:30	16:30	06:00		
30	金	09:30	16:30	06:00		
31	土					
合計				120		
				20日		

雇用者確認欄
(署名又は押印)

西 哲史

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	日					
2	月	09:30	16:30	06:00		
3	火	09:30	16:30	06:00		
4	水	09:30	16:30	06:00		
5	木	09:30	16:30	06:00		
6	金	09:30	16:30	06:00		
7	土					
8	日					
9	月	09:30	16:30	06:00		
10	火	09:30	16:30	06:00		
11	水	09:30	16:30	06:00		
12	木	09:30	16:30	06:00		
13	金	09:30	16:30	06:00		
14	土					
15	日					
16	月	09:30	16:30	06:00		
17	火	09:30	16:30	06:00		
18	水	09:30	16:30	06:00		
19	木	09:30	16:30	06:00		
20	金	09:30	16:30	06:00		
21	土					
22	日					
23	月	09:30	16:30	06:00		
24	火	09:30	16:30	06:00		
25	水	09:30	16:30	06:00		
26	木	09:30	16:30	06:00		
27	金	09:30	16:30	06:00		
28	土					
29	日					
30	月	09:30	16:30	06:00		
31						
合計				126		
				21日		

雇用者確認欄
(署名又は押印)

西 哲史

氏名： 堺創志会

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	火	09:30	16:30	06:00		
2	水	09:30	16:30	06:00		
3	木	09:30	16:30	06:00		
4	金	09:30	16:30	06:00		
5	土					
6	日					
7	月	09:03	16:30	06:00		
8	火	09:30	16:30	06:00		
9	水	09:30	16:30	06:00		
10	木	09:30	16:30	06:00		
11	金	09:30	16:30	06:00		
12	土					
13	日					
14	月	09:30	16:30	06:00		
15	火	09:30	16:30	06:00		
16	水	09:30	16:30	06:00		
17	木	09:30	16:30	06:00		
18	金	09:30	16:30	06:00		
19	土					
20	日					
㊦	月	海の日				
22	火	休み				
23	水	09:30	16:30	06:00		
24	木	09:30	16:30	06:00		
25	金	09:30	16:30	06:00		
26	土					
27	日					
28	月	09:30	16:30	06:00		
29	火	09:30	16:30	06:00		
30	水	09:30	16:30	06:00		
31	木	09:30	16:30	06:00		
合計				126:00		
出勤日数				21日		

雇用者確認欄
(署名又は押印)

西

氏名: 塚創志会

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	金	09:30	16:30	06:00		
2	土					
3	日					
4	月	09:30	16:30	06:00		
5	火	09:30	16:30	06:00		
6	水	09:30	16:30	06:00		
7	木	09:03	16:30	06:00		
8	金	09:30	16:30	06:00		
9	土					
10	日					
⑪	月	山の日				
12	火	休み				
13	水	休み				
14	木	09:30	16:30	06:00		
15	金	09:30	16:30	06:00		
16	土					
17	日					
18	月	09:30	16:30	06:00		
19	火	09:30	16:30	06:00		
20	水	09:30	16:30	06:00		
21	木	09:30	16:30	06:00		
22	金	09:30	16:30	06:00		
23	土					
24	日					
25	月	09:30	16:30	06:00		
26	火	09:30	16:30	06:00		
27	水	09:30	16:30	06:00		
28	木	09:30	16:30	06:00		
29	金	09:30	16:30	06:00		
30	土					
31	日					
合計				108:00		
出勤日数				18日		

雇用者確認欄
(署名又は押印)

西

氏名: 堺創志会

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	月	09:30	16:30	06:00		
2	火	09:30	16:30	06:00		
3	水	09:30	16:30	06:00		
4	木	09:30	16:30	06:00		
5	金	09:30	16:30	06:00		
6	土					
7	日					
8	月	09:30	16:30	06:00		
9	火	09:30	16:30	06:00		
10	水	09:30	16:30	06:00		
11	木	09:30	16:30	06:00		
12	金	09:30	16:30	06:00		
13	土					
14	日					
⑮	月	敬老の日				
16	火	09:30	16:30	06:00		
17	水	09:30	16:30	06:00		
18	木	09:30	16:30	06:00		
19	金	09:30	16:30	06:00		
20	土					
21	日					
22	月	09:30	16:30	06:00		
⑳	火	秋分の日				
24	水	09:30	16:30	06:00		
25	木	09:30	16:30	06:00		
26	金	09:30	16:30	06:00		
27	土					
28	日					
29	月	09:30	16:30	06:00		
30	火	09:30	16:30	06:00		
31						
合計				120:00		
出勤日数				20日		

雇用者確認欄
(署名又は押印)

西

氏名: 堺創志会

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	水	09:30	16:30	06:00		
2	木	09:30	16:30	06:00		
3	金	休み				
4	土					
5	日					
6	月	09:30	16:30	06:00		
7	火	09:30	16:30	06:00		
8	水	09:30	16:30	06:00		
9	木	09:30	16:30	06:00		
10	金	09:30	16:30	06:00		
11	土					
12	日					
⑬	月	スポーツの日				
14	火	09:30	16:30	06:00		
15	水	09:30	16:30	06:00		
16	木	09:30	16:30	06:00		
17	金	09:30	16:30	06:00		
18	土					
19	日					
20	月	09:30	16:30	06:00		
21	火	09:30	16:30	06:00		
22	水	09:30	16:30	06:00		
23	木	休み				
24	金	休み				
25	土					
26	日					
27	月	09:30	16:30	06:00		
28	火	09:30	16:30	06:00		
29	水	休み				
30	木	09:30	16:30	06:00		
31	金	09:30	16:30	06:00		
合計				108		
出勤日数				18日		

雇用者確認欄
(署名又は押印)

印

氏名: 堺創志会

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	土					
2	日					
③	月	文化の日				
4	火	09:30	16:30	06:00		
5	水	09:30	16:30	06:00		
6	木	09:30	16:30	06:00		
7	金	09:30	16:30	06:00		
8	土					
9	日					
10	月	09:30	16:30	06:00		
11	火	09:30	16:30	06:00		
12	水	09:30	16:30	06:00		
13	木	09:30	16:30	06:00		
14	金	09:30	16:30	06:00		
15	土					
16	日					
17	月	09:30	16:30	06:00		
18	火	09:30	16:30	06:00		
19	水	09:30	16:30	06:00		
20	木	09:30	16:30	06:00		
21	金	09:30	16:30	06:00		
22	土					
㉓	日	勤労感謝の日				
㉔	月	振替休日				
25	火	09:30	16:30	06:00		
26	水	09:30	16:30	06:00		
27	木	09:30	16:30	06:00		
28	金	09:30	16:30	06:00		
29	土					
30	日					
31						
合計				108:00		
出勤日数				18日		

雇用者確認欄
(署名又は押印)

西 散

氏名: 塚創志会

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	月	休み				
2	火	09:30	16:30	06:00		
3	水	09:30	16:30	06:00		
4	木	09:30	16:30	06:00		
5	金	09:30	16:30	06:00		
6	土					
7	日					
8	月	09:30	16:30	06:00		
9	火	09:30	16:30	06:00		
10	水	09:30	16:30	06:00		
11	木	09:30	16:30	06:00		
12	金	09:30	16:30	06:00		
13	土					
14	日					
15	月	09:30	16:30	06:00		
16	火	09:30	16:30	06:00		
17	水	09:30	16:30	06:00		
18	木	休み				
19	金	09:30	16:30	06:00		
20	土					
21	日					
22	月	09:30	16:30	06:00		
23	火	09:30	16:30	06:00		
24	水	09:30	16:30	06:00		
25	木	09:30	16:30	06:00		
26	金	09:30	16:30	06:00		
27	土					
28	日					
29	月	仕事納め				
30	火	↓				
31	水	↓				
合計				108		
出勤日数				18日		

雇用者確認欄
(署名又は押印)

西

氏名: 塚創志会

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
①	木	元旦				
2	金	↓				
3	土					
4	日					
5	月	09:30	16:30	06:00		
6	火	09:30	16:30	06:00		
7	水	09:30	16:30	06:00		
8	木	09:30	16:30	06:00		
9	金	09:30	16:30	06:00		
10	土					
11	日					
⑫	月	成人の日				
13	火	09:30	16:30	06:00		
14	水	09:30	16:30	06:00		
15	木	09:30	16:30	06:00		
16	金	09:30	16:30	06:00		
17	土					
18	日					
19	月	09:30	16:30	06:00		
20	火	09:30	16:30	06:00		
21	水	09:30	16:30	06:00		
22	木	09:30	16:30	06:00		
23	金	09:30	16:30	06:00		
24	土					
25	日					
26	月	09:30	16:30	06:00		
27	火	09:30	16:30	06:00		
28	水	09:30	16:30	06:00		
29	木	09:30	16:30	06:00		
30	金	09:30	16:30	06:00		
31	土					
合計				114		
出勤日数				19日		

雇用者確認欄
(署名又は押印)

西 豊

氏名: 堺創志会

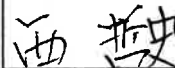
日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	日					
2	月	09:30	16:30	06:00		
3	火	09:30	16:30	06:00		
4	水	09:30	16:30	06:00		
5	木	09:30	16:30	06:00		
6	金	09:30	16:30	06:00		
7	土					
8	日					
9	月	休み				
10	火	09:30	16:30	06:00		
11	水	09:30	16:30	06:00		
12	木	09:30	16:30	06:00		
13	金	09:30	16:30	06:00		
14	土					
15	日					
16	月	09:30	16:30	06:00		
17	火	09:30	16:30	06:00		
18	水	09:30	16:30	06:00		
19	木	09:30	16:30	06:00		
20	金	09:30	16:30	06:00		
21	土					
22	日					
㉓	月	天皇誕生日				
24	火	09:30	16:30	06:00		
25	水	09:30	16:30	06:00		
26	木	09:30	16:30	06:00		
27	金	09:30	16:30	06:00		
28	土					
合計				108		
出勤日数				18日		

雇用者確認欄
(署名又は押印)

西 豊

氏名： 堺創志会

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	日					
2	月	休み				
3	火	09:30	16:30	06:00		
4	水	09:30	16:30	06:00		
5	木	09:30	16:30	06:00		
6	金	09:30	16:30	06:00		
7	土					
8	日					
9	月	09:30	16:30	06:00		
10	火	09:30	16:30	06:00		
11	水	09:30	16:30	06:00		
12	木	09:30	16:30	06:00		
13	金	09:30	16:30	06:00		
14	土					
15	日					
16	月	09:30	16:30	06:00		
17	火	09:30	16:30	06:00		
18	水	09:30	16:30	06:00		
19	木	09:30	16:30	06:00		
⑳	金	春分の日				
21	土					
22	日					
23	月	09:30	16:30	06:00		
24	火	09:30	16:30	06:00		
25	水	09:30	16:30	06:00		
26	木	09:30	16:30	06:00		
27	金	09:30	16:30	06:00		
28	土					
29	日					
30	月	休み				
31	火	09:30	16:30	06:00		
合計				114		
出勤日数				19日		

雇用者確認欄 (署名又は押印)


会派の名称・議員氏名 堺創志会

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目的

- ①水戸市役所 歴史的資源を活用したまちづくり及び中心市街地活性化について
- ②水戸市役所 プロスポーツチームとの連携によるにぎわいづくりについて
- ③福島第一原発、及び廃炉センター現地視察
- ④世田谷区プレーパーク現地視察

2. 期間 2025年4月23日(水)～2025年4月25日(金)

3. 日程等

	月日	時刻	出張先(都市・施設名等)
①	4月23日(水)	14時～16時30分	水戸市議会会議室
②	4月24日(木)	13時30分～15時50分	福島第一原発及び廃炉センター
③	4月25日(金)	9時30分～12時	せたがやプレーパーク及び羽根木プレーパーク
④			
⑤			
⑥			

4. 対応者

- 水戸市教育委員会事務局教育部参事 歴史文化財課長 XXXXXXXXXX氏
- 水戸市教育委員会事務局教育部歴史文化財課副参事兼課長補佐 XXXXXXXXXX氏
- 水戸市市民協働部 スポーツ課課長補佐 XXXXXXXXXX氏
- 廃炉資料館説明担当者
- 羽根木プレーパーク世話人 XXXXXXXXXX氏
- 世田谷プレーパーク プレーワーカー XXXXXXXXXX氏

【対応者】

水戸市教育委員会事務局教育部参事 歴史文化財課長 [REDACTED] 氏

水戸市教育委員会事務局教育部歴史文化財課副参事兼課長補佐 [REDACTED] 氏

水戸市市民協働部 スポーツ課課長補佐 [REDACTED] 氏

【訪問者】

吉川 守議員

西 哲史議員

淵上猛志議員

【テーマ1】 歴史的資源を活用したまちづくりと中心市街地の活性化について

堺市では、百舌鳥古墳群や旧港周辺など、歴史資源が豊富に存在しており、水戸市と同様に、景観・文化・教育の側面から地域資源を活用するまちづくりの推進が重要と考えています。こうした観点から、水戸市の歴史的資源を活用したまちづくりの取組についてお話をうかがいました。

水戸市では、平成20年度の「歴史まちづくり法」施行を契機に、「水戸市歴史的風致維持向上計画」を策定し、平成22年度に初回認定を取得。現在は、令和元年度から令和10年度までを計画期間とする第2期計画が進行中とのことです。本計画では、水戸城跡を中心に、講道館、偕楽園、三の丸といった歴史的資源が重点区域に設定され、景観・学問文化・地域の信仰という三つの観点から歴史的風致が整理されています。具体的には、大手門や隅櫓の復元（事業費約6～7億円、国の補助金を活用）、電柱地中化や白壁の整備など、景観に配慮した道路整備が進められているほか、空き地の広場化や観光インフラの整備、美装化補助といった都市景観の質向上のための工夫も実施されています。

教育・啓発面でも、出前講座や現地見学、QRコードや動画教材の活用、カルタ大会など、参加型の学習プログラムを通じて市民や児童への理解促進が図られています。また、教員向けの研修や地域教材の開発など、学校教育との連携も積極的に行われており、地域ぐるみで歴史的資源を学び・伝える仕組みが整えられていました。

来訪者数や中心市街地の歩行者通行量も回復傾向にあり、市民会館の中心部への移転も相まって、都市の回遊性が高まりつつあるとのことでした。今後は、こうしたハード整備に加え、文化・教育・賑わいの創出といったソフト事業のさらなる充実が求められているとのことでした。

特に、教育機関との連携や市民参加型の啓発の仕組みは、堺市におけるまちづくりにおいても大いに参考となるものであり、今後の施策検討に活かしていきたいと感じました。

【テーマ2】 プロスポーツチームとの連携によるにぎわいづくり

堺市では、日本製鉄堺ブレイザーズをはじめとするプロスポーツチームと連携し、にぎわいづくりに取り組んでいます。活動の拠点は中心市街地ではありませんが、地域の活性化に一定の成果を上げており、今後の展開が期待される場所です。そうしたなかで、中心市街地の活性化にスポーツの力を活かしている水戸市の取り組みは、非常に参考になる先進事例と考え、今回視察を行いました。水戸市では、Jリーグの水戸ホーリーホックと、Bリーグの茨城ロボッツをホームチームとして位置づけ、市と連携協定を結んでいます。スポーツを軸に、健康づくり、観光PR、地域との交流など、さまざまな施策を進めており、地域全体で応援する体制が築かれている印象を受けました。たとえば、「ホームタウン市町村デー」のイベント開催やSNSによる発信、中心市街地やアリーナを活用した大規模イベントなどを通じて、まちなかに活気を呼び込んでいます。また、飲食店との連携や市庁舎での交流イベントなど、日常の場面にスポーツを溶け込ませる工夫も見られました。教育の分野でも、保育園から中学校までを対象に出前授業やスポーツ教室を行っており、給食を通じた交流のように、子どもたちが身近にプロ選手と接する機会をつくっています。2019年に開館したアダストリアみとアリーナを拠点に、周辺自治体を巻き込んだスポーツフェスティバルの開催など、広域的な連携も進んでいるとのことでした。

堺市でも、J-GREEN 堺や市内のスポーツ施設を活用したイベントが実施されていますが、水戸市のように「市民みんなでチームを支える」雰囲気づくりや、子どもから高齢者まで幅広い層が関われる仕掛けには、まだ伸びしろがあるように感じます。とくに印象的だったのは、民間と協力したイベントの展開や、アリーナ・スタジアムを軸にした賑わいの演出、市民の参加を促す広報の工夫です。こうした取り組みは、堺市が進める文化・スポーツ振興とも親和性が高く、地域の魅力をさらに高めていくための大きなヒントになると感じました。

1. 目的 ①廃炉資料館において廃炉作業に関するヒアリング
②福島第1原子力発電所構内における現地調査

2. 期間 2025年 4月24日(木)

3. 日程等

	月 日	時 刻	出張先(都市・施設名等)
①	4月24日(木)	13:30 ~15:50	福島県 東京電力福島第一原子力発電所

4. 訪問者 吉川守、木畑匡、湊上猛志、西哲史

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

別紙のとおり

目的

今回の視察では、2011年の東日本大震災によって発生した福島第一原子力発電所の事故後の現状と、それに伴う廃炉作業、およびALPS処理水対策に関する進捗状況を理解することを目的としたものである。

行程

- 廃炉センターでの映像視聴
- 構内を巡るバスツアー
- 福島第一原子力発電所の1～4号機を一望できる高台
- 処理水の希釈・放出設備エリア（遠方からの見学を想定）
- 汚染水対策の現状に関する説明会

詳細

構内は、事故発生当時と比較して放射線量が低減しており、多くの場所で一般的な作業服での作業が可能となっていることが確認された。廃炉作業の進捗として、燃料デブリ取り出しに向けた準備が進められており、原子炉建屋周辺では、遠隔操作ロボットによる調査や、建屋の解体・除染作業が進んでいる。特に、燃料デブリ取り出しの第一歩として、試験的な取り出しが開始されている号機もあると説明された。

汚染水対策

1. 建屋への地下水流入対策：建屋周囲に設置された凍土遮水壁や、地下水を汲み上げて浄化するサブドレンシステムにより、地下水が建屋に流れ込むことを抑制している。
2. 汚染水の処理：発生した汚染水は、多核種除去設備（ALPS）によってトリチウム以外のほとんどの放射性物質を除去する処理が行われている。

3. ALPS 処理水の貯蔵： 処理水は、構内にある多数のタンクで安全に管理・貯蔵されている。

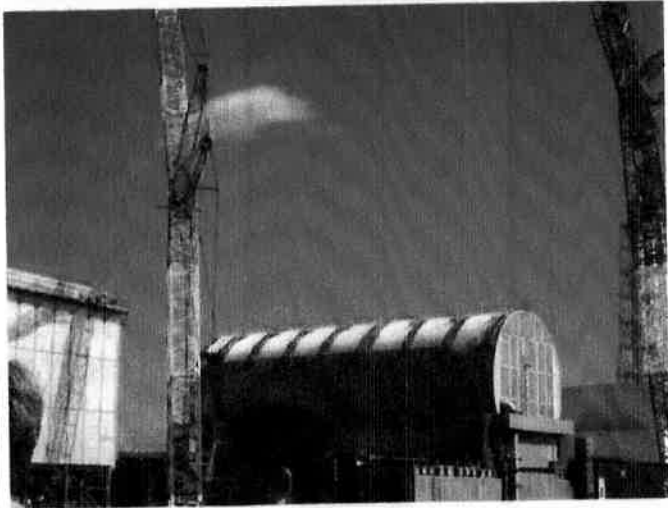
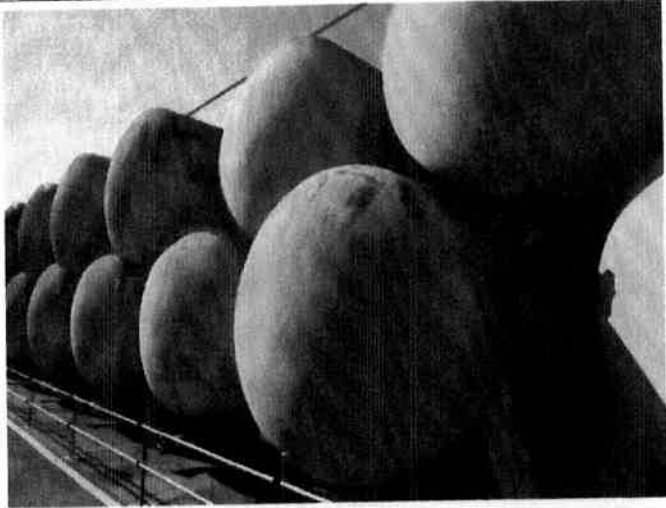
海洋放出設備

ALPS 処理水の安全な処分に向けた取り組みとして、海洋放出に向けた設備が整備されている。この設備は、ALPS 処理水を海水で十分に希釈し、トリチウム濃度を国が定める基準値（1,500 Bq/L）の 40 分の 1 未満にまで低減させた上で、海底トンネルを通じて沖合へ放出する仕組みとなっている。放出前のトリチウム濃度の測定結果や、周辺海域のモニタリング結果が公開され、安全性への配慮がなされている。

所感

今回の視察を通じて、福島第一原発の廃炉は、多岐にわたる複雑な課題を抱えながらも、着実に進められていることが理解できた。廃炉と復興の道のりは、長期にわたる国家的・国際的な課題であることを改めて認識するとともに、今後も、東京電力や政府が発信する情報を注視し、その進捗を継続的に理解していく必要があることを強く感じた。





出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

4-4 4-5

【訪問先】世田谷区 羽根木プレーパーク、世田谷プレーパーク

【訪問日時】

羽根木プレーパーク：4月25日（金）9:30～10:30

世田谷プレーパーク： 〃 11:00～12:00

【対応者】

羽根木プレーパーク 世話人 ████████ 氏

世田谷プレーパーク プレーワーカー ██████████ 氏

【訪問者】吉川守、木畑匡、淵上猛志

NPO 法人プレーパークせたがやが運営する、世田谷区内 4 か所のプレーパークのうち、2 か所を現地視察した。羽根木プレーパークは特に歴史が古く、1970 年代から市民活動に源流のある、日本で最も歴史のあるプレーパークとも言われている。両プレーパークとも、現場の責任者を務める方から説明をもらった。やはり印象的だったのが羽根木プレーパークで、住宅街にある広い公園の一角、勾配のあるエリア 5000 m² くらいをプレーパークゾーンとして確保し、手作りのすべり台やブランコなどが設置されていた（世田谷プレーパークはその半分程度と思われる）。斜面を利用したすべり台や、夏は川を作ったの水遊びなど、プレーパークらしい特徴的な遊びがなされている。金槌や釘などの工具、廃材なども常備され、子どもたちがそれを自由に使えるようになっている。プレーリーダーと呼ばれるスタッフは、基本的には見守るのみで、子どもたちの自主性を尊重している。当日は、保育所の散歩ないし遠足とおぼしき 20 人ほどの子どもたちが楽しそうに遊んでいるほか、子連れの女性が複数組見られた。羽根木のプレーパークエリアには、ログハウスのような事務棟のほか、子育て広場も設置されており、公園で遊び疲れた時の休憩所でもあり同時に、子育て相談ができる場にもなっていた。縦割りを排して別の事業の敷地に、そのような場が設置されるのはあまり見られないことだが、相乗効果が期待できるいい事例だと感じた。また、高齢者等の居場所としての機能があることも確認した。公園という開放された空間において、高齢者が子どもたちの活動を眺めているだけだったものが、いつしか声をかけ、いつしか手伝ううちに、プレーリーダー及び運営スタッフとなった事例を聞いた。学童保育など、閉鎖空間においては起こりえないことである。


プレーパークの運営における課題は、子どものケガと、近所とのトラブルである。プレーパークの性質上、子どものケガは避けようがない。その中で、初めて利用する子ども及び保護者への丁寧な説明と、いざという時の運営スタッフの応急処置のスキルが求められる。また、近所からの苦情に火気が使えなくなるという事例を聞いた。プレーパークの開設段階での近隣住民への理解はもちろんのこと、後から来た住民による苦情も考えられ、定期的な近隣

への情報提供や、近隣住民が参加可能なイベントの開催、自治会等との行事の共催なども視野に入れておく必要がある。

現在、全国にあるプレーパークには市民発議のものと、行政発議のものがある。世田谷プレーパークは典型的な市民発議のものだが、現在、本市においてそのような市民活動はおおよそ見受けられない。放課後の子どもの多様な居場所の確保、子どもの自発的かつ創造的な「あそび」、多世代の交流の場の創出等の観点から、公園監理部門、放課後子ども支援部門等において設置を検討すべきだと考える。まずは、のびのびルームの運営事業者、他市でのプレーパーク運営事業者、その他NPO等から幅広く情報を収集することから始めてはどうか。

2025.4.28

認定特定非営利活動法人
スレパークせたがや
 Playpark Setagaya, NPO




羽根木プレーパーク 世話人

[Redacted Name]

【羽根木プレーパーク】
 〒155-0833 世田谷区代田 4-38-52 羽根木公園内
 TEL. 03-3324-9284 火曜定休
 setagaya@playpark.jp (代表) <https://www.playpark.jp/>

2025.4.28

認定特定非営利活動法人
スレパークせたがや
 Playpark Setagaya, NPO



世田谷プレーパーク プレーワーカー

[Redacted Name]

【世田谷プレーパーク】
 〒154-0001 世田谷区池尻 1-5-27 世田谷公園内
 TEL. 03-3795-2160 月・火曜定休
 setagaya.ppsi@gmail.com <https://www.playpark.jp/>

出張報告書

令和8年 4月 24日

会派の名称・議員氏名 堺創志会

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目的

- ・都城図書館の現地視察
- ・鹿児島市南部清掃工場の現地視察
- ・天文館図書館の現地視察

2. 期間 令和8年 4月 21日 (火) ～ 令和8年 4月 22日 (水)

3. 日程等

	月 日	時 刻	出張先 (都市・施設名等)
①	4月 21日 (火)	13:30～15:00	宮崎県都城市 都城市図書館
②	4月 22日 (水)	10:00～11:30	鹿児島県鹿児島市 南部清掃工場
③	4月 22日 (水)	13:30～15:00	鹿児島県鹿児島市 天文館図書館
④	月 日 ()	～	

4. 面談者

別紙参照

【面談者】

都城市教育委員会生涯学習課 ■■■■■氏、■■■■■氏

都城市立図書館 館長 ■■■■■氏

都城市議会事務局 主幹 ■■■■■氏

【視察報告（都城市図書館・中心市街地活性化）】

都城市の中心市街地活性化事業は、図書館を核に子育て支援や交流機能を備えた複合施設として再整備したものである。背景には、百貨店の相次ぐ撤退による商業機能の低下と中心市街地の空洞化があった。かつて5店舗あった百貨店が次々撤退し、平成24年1月に、最後の1店舗が急遽閉店となり、その跡地活用としてこの事業が始まった。同事業は中心市街地の再生に向けた象徴的な拠点づくりとして位置付けられている。施設整備にあたっては、既存建物のリノベーションによりコスト圧縮を図りつつ、市民ニーズを踏まえた機能集約を行っている点も特徴的である。

特に、「誰でも無料で利用できる拠点」として図書館を中心に据えた判断が、幅広い層の来訪を生み、来館者数は年間100万人規模に達している。単なる読書機能にとどまらず、滞在・交流・イベント利用など多様な使い方を許容する設計により、周辺での飲食や回遊行動の創出など、中心市街地全体への波及効果が確認されている。

質疑においては、大きく3点の論点があった。

一つ目は評価指標の在り方である。現時点においては、来館者数、貸し出し冊数など一般的な指標がKPIとされているものの、滞在時間、空間利用といった多面的なKPIが必要ではないかと問うた。このことに行政側からは「まず来てもらうこと」「図書館の存在を知ってもらうこと」を重視する方針が示され、互いにどのようなKPIが相応しいかの意見交換がなされた。新規の図書館カード発行数、(アンケートによる)新規来館者数、周辺地域の新規出店者数等々の意見が出された。図書館およびその関連事業が何を目指すかという、本質に関わる議論である。本事例は、図書館を「読む場」から「滞在・交流・活動の拠点」へと再定義し、公共施設が都市再生のエンジンとなり得ることを示しているものであり、今後の本市の事業推進にも役立てたい。

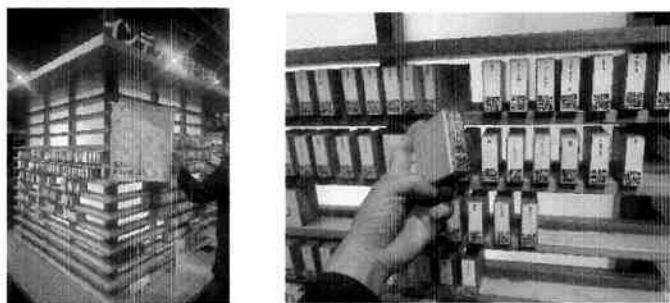
二つ目の論点は指定管理者制度である。都城市の同事業の検討が始まった頃に話題となったのが、武雄市の事例だった。一時期はもてはやされ、その後は様々な課題が指摘された同市の事例を十分に踏まえた上で、指定管理者制度が導入された。具体的には、選書のプロセスと、書籍の購入費用である。選書は、事業者任せにせず、週次で行政側と協議し、その承認を得るプロセスを設けることで、透明性を確保している。また、書籍購入の予算は、指定管理料に含めず、独立して計上し、事業者の利益確保のために圧縮されることが

ないようにしている。

三つ目は、事業開始から完了までのスピード感である。平成24年1月の百貨店の閉店から、わずか6年3か月後の平成30年4月にこの図書館はオープンしている。平成24年11月に都城市長選挙があり、百貨店の跡地活用が争点となり、図書館を掲げる候補が、商業施設を掲げる候補を破って当選した。そのことから、市長のリーダーシップと強い民意のもと、迅速な事業推進になったようである。市長の2期8年の最終年度においても、いまだ絵姿の見えない本市の中央図書館の再整備事業との決定的な違いは、ここにあるのであろう。

その他、図書館にちりばめられた様々な工夫が印象的であった。以下、いくつか例示する。

① オブジェとしても機能しているインデックス（QRコード付きのハンコ）



② 市内の木材をふんだんに使ったオブジェ



③ 館内専用のバッグやカート



④ 階段のデッドスペースを活用した読書・滞在スペース



⑤ 日本の歴史と市の歴史と連動した書架



⑥ 姉妹友好都市との交流を紹介する国際コーナー



これらの工夫は、本市の図書館においても、おおいに参考になるであろう。

以上

【面談者】

鹿児島市 環境局 資源循環部

参事（南部清掃工場長） ■■■■■ 氏

【視察報告（鹿児島市南部清掃工場・資源循環／エネルギー回収）】

鹿児島市南部清掃工場は、比較的近年に更新整備された施設であり、従来のごみ焼却機能に加え、バイオガス化施設を併設した資源循環拠点として整備されたものである。バイオガス化施設を併設した清掃工場は全国に3か所あるとのことだが、ガスをそのまま売却している事例は、全国で唯一のものである（その他はガスで発電し、売電）。堺市においても清掃工場の更新に関する議論が今後見込まれる中で、更新後の施設の運用状況を確認できる事例として視察を行った。

同工場はごみ処理能力が、焼却施設が日量で220t、バイオガス施設が日量で60tである。焼却施設においては、高温燃焼による安定的な処理を行うとともに、排熱を活用した発電を実施している。発電された電力は施設内で活用されるほか、一部は外部へ売却されており、年間2～3億円の売却益を得ている。また、生ごみや紙ごみについては選別・破碎後に発酵処理を行い、メタンガスを生成し、都市ガス原料として売却する仕組みが採用されている。ガスについては年間5000万円の売却益を得ている。

バイオガス化の工程においては、発酵後の残渣を焼却工程に戻すなど、処理全体としての連携が図られている点が特徴である。施設は24時間稼働し、中央制御室において各設備の運転管理が行われている。

バイオガスの生成を効率的に行うには、生ごみや紙ごみをいかに集中的に集めるか（プラスチックなどを混ぜないか）という点が重要であり、ピットに投入する段階で、生ごみの割合が高い家庭ごみと、そうではない事業系ごみを、同一ピット内でも投入口を分けて、できるだけピットの片方に家庭ごみが集めるように工夫している。

ガスの売却にあたっては、そもそも隣接する敷地にガス会社の拠点（タンク）があったことから、パイプでの直接の配送が可能になったものである。本市の清掃工場においてその環境はなく、バイオガス化を検討するならば、ガス発電を選択せざるを得ないと考える。

質疑においては、大きく二つの論点があった。

一つ目は事業スキームや運営に関するものである。本施設はDBO方式により整備・運営されており、長期契約に基づく運用が行われている。また、運転管理等の技術面を事業者にも全面的に託すことで、行政側での技術継承が難しいという課題がある。このことについては、頻繁に事業者の運営をチェックすることで、現場との距離を縮め、技術が蓄積されるように取り組んでいるようだが、十分とは言えないという認識は示された。

二つ目はバイオガス施設のコストである。施設のイニシャルコストは約30億円とのことで、ガスの売却益と比較すれば、約60年分であり、ランニングコストを考慮するとおおよそ採算は合わず、「環境配慮」という大義名分に頼る必要がある。一方で、本事業においては、バイオガス施設を導入したことによって国の補助金メニューが変わり、施設全体の国費の割合が1/3から1/2に上がったようだ。バイオガス施設を加えることで、清掃工場全体の市費負担は、むしろ低減したことになる。このような国費の活用については、本市も十二分に検討する必要があるだろう。

本事例からは、清掃工場の更新にあたり、焼却処理に加えてエネルギー回収や資源循環の観点を取り入れることの重要性がうかがえるとともに、施設の立地条件や運営手法が全体の運用に影響を与えることが示唆された。今後の検討においては、これらの点も含めた総合的な整理が必要であると考えられる。



バイオガス施設



ピット内が区切られ生ごみ等が集められる



子ども用の見学設備も充実している

【面談者】

天文館図書館 館長 ■■■■■氏

同 館長補佐 ■■■■■氏

【視察報告（天文館図書館・中心市街地活性化）】

鹿児島市の中心市街地の活性化事業でもある同事業は、百貨店の建物が耐震化に建て替えが必要となったことから始まったものである。平成30年に基本構想が公表され、翌年に基本計画、令和4年にオープンと、構想からわずか4年でホテルや商業施設を含む再開発事業が完了している。天文館図書館は4階と5階に位置し、共用エリアや他のテナントとの間に壁を作らず、フラットで、「出入りしやすい敷居のない図書館」となっているのが特徴である。

年間来館者数は、初年度が95万人、その後、65万人、67万人、69万人と、おおむね当初の想定70万人に近い水準で推移している。蔵書数はわずか5万冊であり、その10倍以上の中央図書館が40万人であることを考えると、十分な実績と言えるのではないだろうか。

質疑においては、大きく三つの論点があった。

一つ目は、集客施設としての割り切りである。市内の貸し出し冊数は、天文館図書館のオープン前の令和3年度で180万冊、最新のデータのある令和6年度で190万冊となっており、たしかに増えてはいるものの、70万人の来館者数の図書館が新設された割には、小さな伸びに留まっている感がぬぐえない。これは同館が中心市街地の「人を集める図書館」であり、図書館を縁遠いと思っていた人への「PR」「図書館の入門編」であり、「貸し出し冊数にこだわらない」と割り切った結果である。割り切った結果、滞在の居心地のよさ、入りやすさにとことん拘ることができたのである。

二つ目は、「会話している図書館」についてである。昨今、決して珍しくはないコンセプトではあるが、「会話している」と図書館側がメッセージを出しても、どうしても会話しづらい気がするのが図書館である。そこで同館は、あえて施設共用エリアのBGMや雑音が図書館内に聞こえるように設計したのである。共用部分やテナントとの間の壁がないのは、入りやすさはもちろん、様々な音が聞こえることで「会話しやすくなる」ことを狙ったことだった。共用エリアに近いところはその音が大きい（＝会話しやすい）ため、子どものエリア、イベントエリアなど、より会話してほしい機能が配置されている。また、壁がないことは、どこからでも出入りができることによる持ち去り防止の難しさについては、性善説に立って運営しており、持ち去りの実績は他の図書館と変わらないとのことだ

た。

三つ目は、指定管理者制度についてである。指定管理者制度の弊害の一つともされる、リファレンス機能の低下については、事業者として全スタッフの6~7割を司書とした上で、答えられないリファレンスについては市立の中央館や、県立図書館と連携して対応しているとのことだった。また、事業開始当初より、市立図書館としては市街地での運営経験がなかったため、ノウハウのある事業者による指定管理者制度にせざるを得ないと判断されたようだ。

本市も中心市街地への図書館の設置が検討されているが、「あれも、これも」ではなく、機能の選択と集中が重要な点と言えそうだ。

その他、天文館図書館の施設や工夫のうち、特に印象的だったものを例示する。

① 子どもスペースの座席スペース（子どもが楽しみ、集まれる工夫）



② 雑誌のスポンサー制度（広告を巻末に挿入して、購入費用を負担）



③ 背表紙を画像で取り込めるセルフ予約カウンター



④ 階段状になっているイベントスペース（平時は閲覧席）



これらの機能は、本市の図書館事業においても提案していきたい。

以上

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

別紙参照

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

3-3